

<研究ノート>

神聖ローマ皇帝カール4世の自叙伝

－ 翻訳と註解 (3) －

小松 進*

The Autobiography Written by Holy Roman Emperor Charles IV:

Translation into Japanese and Commentaries (3)

Susumu KOMATSU*

1. はじめに

カール4世の自叙伝は、本来、君主鑑として構想された。それは言説 (doctrina) と鑑戒 (exemplum) という性格を異にするが相互に補完し合う二つの要素で構成されている。言説では、キリスト教徒として人はいかに生きるべきかというカールの人生観が開陳され、さらにそれを前提に、君主はいかにあるべきかというキリスト教的君主の理想像が提示される。そして鑑戒では、その言説の生きた実例としてカール自身の人生が取り上げられ、カールがその言説をいかに実践しようとしたか、あるいは、その言説からいかに逸脱しかかったかが綴られる。ただし、カールが語るのは自身が神聖ローマ帝国の国王に選出されるまでの前半生であり、玉座に坐して以降の後半生が触れられることはない。したがって、君主鑑でありながら、実際に君主としていかに振る舞ったかというカールの自己評価を自叙伝からは窺い知ることができな

い。

すでに聖書積義を含む自叙伝の言説の部分はすべて訳出した。鑑戒の部分、すなわち、カール自身が綴る自分自身の半生は自叙伝の第3章から始まる。本稿で訳出するのはこの第3章で、その梗概は以下のとおりである。

- ・カールが自分の半生を綴る意図
- ・ルクセンブルク家の家系とカールの出生
- ・パリのフランス宮廷におけるカールの境遇と教育
- ・当時のフランス王国とイングランド王国の情勢
- ・フェカンの修道院長ピエール・ロジェール (後の教皇クレメンス6世) との邂逅
- ・カールのルクセンブルク帰郷

ここで語られるのはカールの少年時代 (1316～30年) で、わけても叙述の中心をなすのはパリの宮廷におけるカールの生活と教育である。ところで、チェコ王国のプラハで

* 経営情報学部経営情報学科、Tsukuba Gakuin University

生まれたカールがフランス王国の宮廷に送られ、そこで教育を施されることになったのはなぜなのか。この間の事情について自叙伝は何も語らない。その経緯の一端を知るには中世ルクセンブルク家の歴史を繙く必要がある。そこで、本稿では自叙伝第3章を訳出するとともに、カールが詳細には語ることはない中世ルクセンブルク家の歴史を略述し、自叙伝の叙述の歴史的背景を補足説明したい。

2. 『自叙伝』第3章（翻訳）

お前たちが王位を継ぐ日のため、微力ながら神の御加護でわが力の及ぶ限り言葉をつくし、知恵のこと、さらに神を畏れるべきことについて書きつらねてきた。ここからは、お前たちへの鑑戒になってくれるように、空しくして愚にもつかぬわが人生を、余が現世にさすらうことになったそもそもの初めからしたためることにしよう。加うるに、余に神が注がれた恩寵と、わが胸中を離れることのない学問への愛をも、語らずにはいられないであろう。お前たちの父祖やお前たちに先立ち王であった者が語れば、それだけなおさら、お前たちも苦境に立とうが神の御加護で救いのあることを期待することができるようにである。「われらの父祖たちがわれらに語った」¹⁾とも記されているではないか。

そこで、お前たちに知っておいてほしい。ローマ人の皇帝ハインリヒ7世とブラバント公の娘マルガレーテとの間に、父ヨーハンが生まれたということである²⁾。ヨーハンはチェコ王ヴァーツラフ2世の娘エリシュカを妻に迎え、その妻を介してチェコ王国を獲得した。チェコ王家の血筋に男系の世継ぎがいなかったからである。そして、ヨーハンはケルンテン公ハインリヒを国外へ逐いやった。ケルンテン公はヨーハンの妻の姉を娶り、その姉ゆえヨーハンに先んじてチェコ王国の王位にあった人で、のちにその妻は子なくして

世を去った³⁾。この経緯はチェコ人の年代記にいつそう明瞭に書きとどめられているとおりである。

このチェコ王ヨーハンに、王妃エリシュカから嫡男が生まれ、ヴァーツラフと名づけられた。1316年5月14日1時課のとき⁴⁾、ブラハにおいてであった。続いて二人目の男児が生まれオタカルと名づけられたが、幼くして亡くなってしまった⁵⁾。最後に三人目のヨーハン⁶⁾が生まれた。この王には輿入れさせた二人の妹があり、一人⁷⁾はハンガリー人の国王カーロイ1世に嫁いだが、子なくして世を去った。いま一人⁸⁾はフランス人の国王シャルルに嫁いだ。

そのシャルルがフランスを統治していた1323年のこと、すでに述べたわが父は余をこのフランス国王の許に送ることにした。時に、余は7歳の童であった。このフランス人の国王は司教の手で余に堅信札を施させ、わが名を国王と同じ名、すなわちシャルル⁹⁾と改め、さらに、国王にとっては父方の叔父にあたる[ヴァロワ伯]シャルル¹⁰⁾の娘を余に娶らせた¹¹⁾。マルグリトこと、通称ブランシュが妻の名である。その年、わが父の妹にあたる王妃が嗣子を遺すことなく他界した。そこで、フランス国王はあらためて王妃を迎え直された¹²⁾。

この国王は余をことのほか慈しみ、宮廷礼拝堂付き司祭に命じ、余に少しばかり学問の手ほどきをさせた。国王自身は無文の人であったにもかかわらずである。またこの司祭から、余は栄光の聖母マリアの時禱書を読誦することを学び、その意味がいくらかでもわかるようになると、わが幼かりし日々、むしろ好んでそれを毎日読誦したものだ。そう仕向けるように、わが司役たちは国王に命じられていたからである。ところで、この国王は金銭に貪欲ではなく良き助言には耳を傾け、その宮廷は聖俗を問わず経験豊かな諸侯たちを集め光り輝いていたものだ。

その一方、時のイングランドの国王¹³⁾とこのフランスの国王との間に深刻ないさかひが生じた。イングランド国王はフランス国王の姉を王妃¹⁴⁾に迎えていたのだが、この王妃をエドワードと名付けられたその嫡男¹⁵⁾もろともイングランドから放逐してしまったのである。王妃は弟王の許に身を寄せ、その嫡男とともにフランスで追放の日々を過ごした¹⁶⁾。一方、フランス国王は姉と甥の放逐に憤慨し、自分の一族に加えられたこれ程の侮辱に対して報復をしてくれるよう、わが舅にして国王の叔父である〔ヴァロワ伯〕シャルルに乞うた。そこで〔ヴァロワ伯〕シャルルは軍勢を率いてアキテーヌに攻め入り、ボルドーと砦や城の若干を除きそのほぼ全土を制圧した。勝利を博するや〔ヴァロワ伯〕シャルルはフランスに凱旋し、その娘にしてわが妻の姉のエノー伯妃から生れた娘¹⁷⁾を追放の身であったイングランド国王の嗣子エドワードに嫁がせ、供廻りをつけてエドワードをイングランドへと向わせた。この王太子は父王を圧倒して捕虜にし、父から王位を奪って自ら王冠を戴いた。そして、年の明けぬうちに、王太子の父は獄中で弑されてしまった¹⁸⁾。

さらにその年、わが舅の〔ヴァロワ伯〕シャルルも長逝し¹⁹⁾、フィリップという嫡男を遺すことになった。また、同じ年の聖母マリア清めの祝日に、フランス人の国王シャルルも薨った²⁰⁾。あとに残された王妃は子を宿していたが、やがて生れたのは女兒²¹⁾であった。王国の習わしによると女兒には王位継承権がなかったので、わが舅の嗣子フィリップがフランス王国の玉座に登ることになった²²⁾。男系継承者の中で、フィリップほど亡き国王に近い継承者がいなかったからである。このフィリップは、亡き先王の顧問たちをそのまま引き継いだものの、顧問たちの助言をいささかも悦ばず強欲を思いのままに募らせる方であった。

その顧問たちの中に並外れて思慮深い人物が一人いた。フェカンの修道院長ピエール²³⁾である。猊下は、リモージュの出身で、弁舌立て板に水のように学識も豊か、人となりの高潔さも非の打ちどころがなかった。フィリップが王位に登った年の灰の水曜日²⁴⁾、このピエール猊下がミサをあげ、大そう熱の入った説教をして、聴衆すべてから賛辞を博した。余は先王シャルルの許で5年の歳月を過ごしたが、わが妻がフィリップの妹であったので、先王亡きのち、余はなおも国王フィリップの宮廷に留まっていた。さて、かの説教で、猊下の流麗な説法と雄弁は余の心をも奪い去り、猊下の弁舌に耳を傾けその姿をとくと拝するにつれ、余は何とも名状しがたい瞑想へと没入し、やがて胸中に疑念が生じ自問したものであった。「この人から、かかる恩寵が余に注がれたのは何故であろうか」と。結局、余は猊下の知遇を得るに至り、猊下は慈しみ深く、父のようにも深い情愛を余に注ぎ、折にふれては余に聖書について教えて下さった。

シャルルが永眠して以来、余が国王フィリップの宮廷に寄留すること2年に及んだ。この2年が過ぎ去ると、国王は、わが妻で自分の妹でもあるブランシュもろとも、余をチェコ国王でわが父のヨーハンのいるルクセンブルク市へ送り返した²⁵⁾。このルクセンブルクこそ、今は亡きわが祖父の皇帝ハインリヒから父ヨーハンが相続した伯領であった。つまり、ハインリヒは、ルクセンブルク伯の身からローマ人の国王に選出されたわけである。このハインリヒが、いかに、また、どれほど統治したかは、ローマの年代記に事細かく書きとどめられているとおりでである。

3. ルクセンブルクの起原

現在のルクセンブルク大公国は、国土面積が日本の神奈川県程度の小さな国家である。

しかし、ヨーロッパ連合 (EU) の出発点となったヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の本部がルクセンブルク市に置かれて共同体の原加盟 6 カ国に名を連ね、世界有数を誇る国民一人当たりの所得の高さとあいまって、小国ながらヨーロッパ連合の中核国家たる地位を保っている。その歴史も古く、起原は隣国ドイツやフランスと同じく中世に遡る。

今日ルクセンブルク国家の起源とされる出来事は、およそ神話や伝説の類とは無縁のきわめて実務的な経済文書に記されている。それは、ジークフリート伯なる人物がトリニアの聖マクシミン修道院と取り交わした土地交換に関する契約文書である。ルクセンブルク市はモーゼル川の西方を並行して流れるアルゼット川が S 字型に鋭く蛇行する左岸の崖上の台地にあるが、963年、ジークフリートはその崖上にあり、聖マクシミン修道院が所有していた *Lucilinburhuc* と呼ばれる小さな城と崖地を、アルデンヌ地方のホイレン (*Feulen*) 集落にあった自らの所有地と交換した²⁶⁾。この土地交換こそ、19世紀に国民意識が高揚する中でルクセンブルク国家の建国とされた出来事であり²⁷⁾、この土地交換文書に初めて登場する *Lucilinburhuc* なる語がルクセンブルクの語源となる。しかしながら、963年という時点で、ジークフリート伯にはルクセンブルク国家を創建したという自覚はなく、自らはルクセンブルク伯と名の意図さえなかった。伯という称号にルクセンブルクという所領の名が冠せられるようになったのはジークフリートの孫の世代で、ルクセンブルクを支配した 4 代目当主ギーゼルベルトが文献上初めてルクセンブルク城伯 (*comes de castello Lucilinburhuc*) を名のつたと伝えられる²⁸⁾。さらにその後継者コンラート 1 世が自家の菩提寺として 1083 年にベネディクト派のミュンスター修道院を建立した際に、その創建文書にルクセンブルク伯 (*comes de Luccelemburc*) という称号を用い、

その称号はその子ヴィルヘルムに受け継がれた²⁹⁾。こうして 11 世紀後半に、ルクセンブルク伯家、あるいはルクセンブルク伯領という呼び名が歴史に初めて登場し、それはやがて世に広く定着していくことになる。

ところで、図らずもルクセンブルク国家の創建者とみなされることになったジークフリートとは、いかなる人物であったのだろうか。その出自に関しては、聖マクシミン修道院との土地交換契約書に「高貴な一族に生まれた (*de nobili genere natus*)」³⁰⁾ と記されるのみで詳細は分からない。今日もっとも広く流布している説によると、ジークフリートの父は 10 世紀前半にロートリンゲン地方の宮中伯としてかなりの勢威を揮っていたヴィーゲリヒ (*Wigerich*) という人物であり³¹⁾、母はフランク王国のカロリング王家の血筋を引くというものである³²⁾。ただし、この通説にはさまざまな異論があり³³⁾、今日これをすでに確定済みの歴史的事実とするわけにはいかない。研究の現段階で言えるのは、ジークフリートがカロリング王家と何らかの関係を持ち、フランク王国解体後のロートリンゲン地方に割拠した有力家門の一つに生まれたということである。

ルクセンブルクが位置するモーゼル川からマス川にかけては、フランク王国におけるカロリング家の権力基盤となった地域である。843 年のヴェルダン条約で、カロリング帝国が三分された際に、東フランク (後のドイツ) と西フランク (後のフランス) に挟まれたこの地域は皇帝権とともにロタール 1 世が相続し、ロタールが 855 年に死去するとこの中部フランクはさらにロートリンゲン、ブルグント、イタリアに三分された。こうした権力の細分化は東・西フランクの介入を招き、この両国が正嫡後継者の絶えたロートリンゲンの東西分割を決めたのが 870 年のメルセン条約である。しかし、両国によるロートリンゲン争奪戦はなおも続き、ロートリンゲ

ン全土の獲得を目指した西フランクの野望を東フランクが阻止し、かえって880年のリブモン条約でロートリンゲン西部をも東フランクが合併して争いに決着がついた。ロートリンゲン全土の東フランクへの帰属を決めたこのリブモン条約により、ロートリンゲンの西部国境線が中世を通じてドイツとフランスの国境線となることが確定する。しかし、東フランク王国がドイツ王国へ移行する政治的混乱の中でロートリンゲンは王権の支配から離脱し、この分国が完全にドイツ王権に制圧されるのはドイツ最初の王朝であるザクセン王朝（919～1024年）による王権再建の過程で、925年のことであった。この時以降ロートリンゲンは中世ドイツ王国の最西部を形成し、ルクセンブルクもまたこの王国の西端に位置し、ゲルマン諸語とロマンス諸語、ドイツ文化圏とフランス文化圏との境界線に接する諸侯領としてドイツ王権と運命を共にすることになる。

ジークフリートがルクセンブルクの地を獲得する前年の962年、ザクセン王朝のオットー1世がローマ皇帝に戴冠され、いわゆる神聖ローマ帝国が成立する。ジークフリートとその後継者たちはヨーロッパ世界の頂点に立ったこのザクセン王朝の諸皇帝に臣従し、一貫して歴代の皇帝たちと良好な関係を維持することに努めた。その関係がとりわけ緊密になるのはジークフリートの娘クニグンデが皇帝ハインリヒ2世の皇妃となってからで、後にその信仰心の篤さゆえに列聖されることになるクニグンデは³⁴⁾、帝国の国政で夫君を扶けるかたわら、出身一族の躍進に尽力した。その証しが、帝国有数の大諸侯領であるバイエルン大公国の、クニグンデの兄ハインリヒ1世に対する授封である³⁵⁾。皇帝権との友好関係はザクセン王朝に続くザーリアー王朝（1024～1125年）の下でも維持され、ルクセンブルク家3代目の当主ハインリヒ2世もまた長年の忠誠と功績を認められてバイエルン

大公国を授封された³⁶⁾。さらに帝国全土を大混乱に陥れた皇帝権と教皇権との間の熾烈な聖職者叙任権闘争（1075～1122）においても、歴代のルクセンブルク伯の皇帝に対する忠誠心は変わらず、ドイツ国内で反乱が相次ぐ中、ルクセンブルク家は終始、皇帝陣営に踏みとどまった。

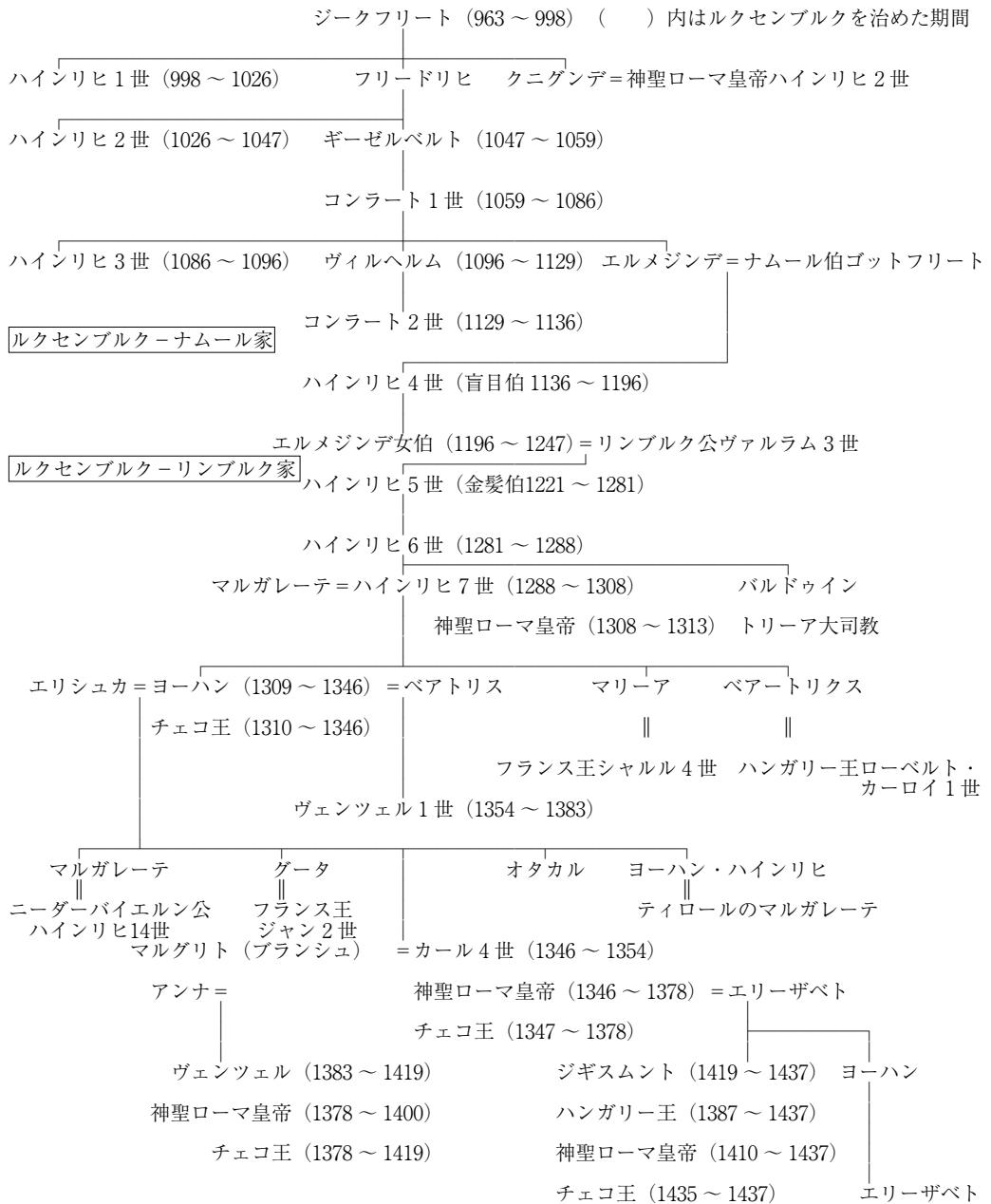
このようにルクセンブルク家躍進の原動力はドイツ王権との緊密な結びつきであり、帝国北西部を本領地としながらも、ルクセンブルク家は遠く離れた帝国南東部のバイエルンの支配をも委ねられた。しかしそのバイエルン支配は一代限りで永続的なものとはならず、現実にルクセンブルク家の権力を支える基盤はむしろ脆弱であった。ルクセンブルク市の東部を湾曲して流れるアルゼット川の渓谷に点在する所領、モーゼル川中流のエヒテルナハ修道院とトリリアの聖マクシミン修道院に対するフォークタイ（守護職）のもたらず裁判権力と収入がルクセンブルク家の権力を支える主たる源泉であり³⁷⁾、それは帝国内におけるその声望の高さに見合うだけの十分な収入と権力とは言えなかった。

1136年にコンラート2世が没したとき、およそ1世紀半にわたり8代続いたルクセンブルク家の男系継承者が絶えた。この最初のルクセンブルク家の断絶は、同家の歴史の終焉ではなく、むしろ、その新たな展開の幕開けとなる。

3. 領邦としてのルクセンブルク伯領の形成

ルクセンブルク家におけるジークフリート直系の男系継承者の断絶は、モーゼル川からマース川にかけての地域に権力の再編成をもたらした。この断絶とほぼ時を同じくして登場したドイツ第3の王朝であるシュタウフェン王朝（1138～1268年）の国王コンラート3世は、新たにナムールのハインリヒ4世(盲

中世ルクセンブルク家の家系図



目伯)³⁸⁾にルクセンブルク伯領を授封した。このハインリヒ4世は、ナムール伯ゴットフリートとルクセンブルク伯コンラート1世の娘エルメジンデとの間に生まれ、1139年には父ゴットフリート亡き後、ナムール伯領をも継承する。ナムールから来たこの新参者のハインリヒ4世とその唯一の相続娘エルメジンデ女伯によるルクセンブルク支配（1136～1247年）は1世紀あまりに及び、この二人の長い統治下にルクセンブルクは支配圏を飛躍的に拡大し、また、集権化政策による支配圏の組織化も急速に進んだ。

支配圏拡大は、主として婚姻政策による。ルクセンブルク伯領と同じくモーゼル＝マース川間地域にあるラ・ロッシュ伯領とデュルビュイ伯領で後嗣が絶えると1153年にハインリヒ4世が相続し³⁹⁾、ここに複数の伯領からなるルクセンブルク複合体が誕生する。ただし、この複合体はハインリヒ4世という人格と個別に結びついた諸伯領の寄せ集めにすぎず、そこには一つの宮廷を中心に共通の制度で組織された領域的統一性は未だなかった。しかも、ルクセンブルク伯領と残りの二つの伯領との間にはアルロン辺境伯領が介在し、ルクセンブルク複合体は領土的なまとまりさえ欠いていた。しかし、ここで注目すべきは、ラ・ロッシュ伯領とデュルビュイ伯領がフランス語系のワロン語圏に属していたということである。この時以前のルクセンブルク伯領は、すでに指摘したようにドイツ文化圏の西端に位置していた。ところが、ハインリヒ4世によって形成されたルクセンブルク複合体は、ドイツ文化圏とフランス文化圏の両方にまたがる文化複合体ともなったのである。こうして、フランス文化のルクセンブルクへの浸透が始まる。

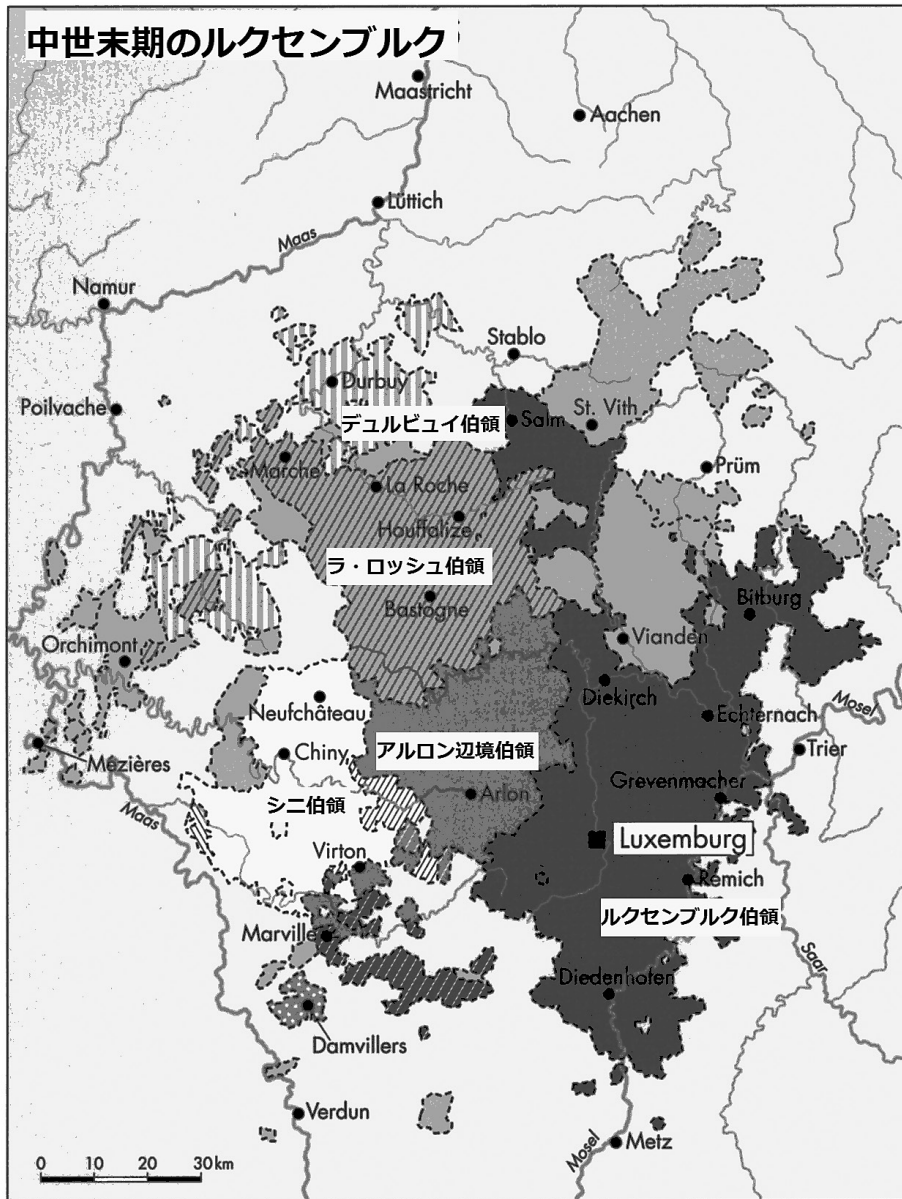
人的紐帯による連合体（Personalunion）を領域的・制度的統一体としてのルクセンブルク伯領へと構築する事業は、エルメジンデ女伯によって受け継がれ、完成される。1199

年にマース川以西のナムール伯領を失ったものの⁴⁰⁾、エルメジンデはリンブルク公ヴァルラム3世との結婚により花嫁への贈り物（Morgengabe）として、1214年にアルロン辺境伯領を獲得する⁴¹⁾。これによって、ルクセンブルク伯領とラ・ロッシュ、デュルビュイ両伯領との連結が確保され、ルクセンブルク複合体の領域的統合が実現される。この時代以来、ルクセンブルク、ラ・ロッシュ、デュルビュイ、アルロンは不可分の一体をなし、これら4地域のまとまりが、ルクセンブルク伯領、後にルクセンブルク公領、と総称されるようになる⁴²⁾。なお、この一体性は19世紀まで維持され、1839年のロンドン条約で生木が裂かれるようにそれはルクセンブルク大公国とベルギー領リュクスアンブル州に分割され、ルクセンブルク大公国は中世のルクセンブルク伯領の4分の1程度の面積に縮減される⁴³⁾。

ところで、新たにルクセンブルク複合体に組み込まれたアルロン地域はワロン語圏に属し、この編入によってルクセンブルクにおけるフランス文化の比重はますます大きくなった。フランス語で記された公文書がルクセンブルクにおいて初めて登場するのがエルメジンデ治下の1239年であったという事実が、この間の事情をよく物語っている⁴⁴⁾。

エルメジンデ女伯は、ジークフリートに次ぐ、ルクセンブルク国家の第二の創建者と評されることがある⁴⁵⁾。諸伯領・辺境伯領の寄せ集めにすぎなかったルクセンブルク複合体に、一つの中心を持ち共通の制度で組織された政治的統一性を付与したのが、エルメジンデだったからである。すなわち、エルメジンデは、ドイツ国家の中の半ば自立的な国家とも言うべき領邦（Land）としてのルクセンブルク伯領を創出したのである。

土地の買収と交換によって領地の一元的支配を目指すかたわら⁴⁶⁾、エルメジンデは領内各地に割拠する小領主たちと主従契約を



(Michel Pauly, *Geschichte Luxemburgs*, München, 2011 の表紙裏の地図をもとに作成)

結び、それら在地土豪層を家臣団に編入した⁴⁷⁾。そして、有力家臣たちを宮廷に集めて行政や司法に参画させ、宮廷を中心とする統治の集権化を図った。そのために設けられたのが、伯に助言と補佐を行なうために貴族代表が参集した枢密院 (Hofrat) と貴族たち

の諸権利を管掌する騎士法廷 (Rittergericht) である⁴⁸⁾。さらに、旧来の伯領や辺境伯領とは別にルクセンブルク複合体の大部分はプロプスタイ (Propstei) という罰令区に区分され、プロプスト (プレヴォ) はその罰令区における行政権・司法権・軍事命令権を

一手に掌握した。このプロープストは各地に割拠した城主やフォークト（守護）のようにその地位が世襲される役職ではなく、伯がいつでも自由に任命し罷免しうる一時的な権力の代行者であり、まさしく伯権力に直属しその集権化を支える地方代官であった。しかも、プロープストの役職に就いたのは、しばしば、ミニステリアーレン（*Ministerialen*）と呼ばれる伯に仕えた非自由身分出身の家人層であり、そのことがプロープストの伯権力への従属性をさらにいっそう強めた⁴⁹。こうして、13世紀前半に、ルクセンブルク複合体の政治的一体化が進み、ルクセンブルク伯領は宮廷を統治の要としプロープスタイに行政区分された国家類似の組織体に再編成されたのである。

エルメジンデ女伯によるこうした伯領の一元的な領域支配（ランデスヘルシャフト）の確立を目指す試みは、ルクセンブルク伯領のみならず、神聖ローマ帝国各地の諸侯領で見られた一般的な趨勢である。かつて、ドイツの法制史家ハインリヒ・ミッターイスは、「中世における諸侯のランデスヘルシャフトの形成は、ドイツ国制史全体を通じての最も注目すべきできごとである。今や帝国の内部に、帝国国境のかなたにみられるものと同様の、独立の国家成体が成立するに至った。これによってドイツの連邦制的構成は決定的なものとなったのである」と論じた⁵⁰。中世後期以降のドイツの国家体制の骨格を規定する領邦国家の形成は12世紀から顕著となるが、ルクセンブルクにおいては、まさにエルメジンデの統治下に領邦国家としてのルクセンブルク伯領の礎は築かれたと言える。そして、やはりエルメジンデ時代の1231年、シュタウフェン家の国王によって「諸侯の利益のための法令」（*Statutum in favorem principum*）が布告され、諸侯が営々として推し進めてきた領域支配が明文をもって承認され、エルメジンデの事業は帝国法の上でも確固たる保証を

得たのである。

13世紀前半に進展したルクセンブルク複合体における統治機構の整備と伯への権力集中は、当然のことながら、この複合体内の諸都市に対するルクセンブルク市の優位を決定づけ、この世紀に初めて、この都市は領邦国家ルクセンブルクの中心都市としての地位を確立する⁵¹。さらに、エルメジンデの後継者ハインリヒ5世（金髪伯）のときに、紺碧と白銀の10本の横縞模様の上に赤色の獅子が描かれた文様がルクセンブルク家の紋章と定められ、後にこれが青・白・赤の三色からなるルクセンブルク大公国の国旗の起原となる⁵²。

しかし、このように領邦君主として順調に伸長し続けたルクセンブルク家の勢威は、1288年のヴォリンゲン（*Worringen*）の戦いで、思わぬ蹉跌を味わう。この戦いはリンブルク公領の相続問題に端を発する。エルメジンデ女伯の夫君であるリンブルク公ヴァルラム3世亡き後、ヴァルラムがエルメジンデより前に結婚した先妻の子供たちがリンブルク公領を相続したが、1280年、その家系で男系継承者が絶えた。エルメジンデとヴァルラムの孫であったハインリヒ6世は公領の相続を要求するが、買収によって相続権を手に入れたブラバント公ヨーハン1世がその前に立ちはだかった。このルクセンブルク伯とブラバント公との対立にケルン大司教を始めとする帝国北西部の多くの諸侯が巻き込まれ、それは下ライン（*Niederrhein*）全域の覇権争奪戦に発展する。この争奪戦に決着をつけたのがヴォリンゲンの戦いで、この戦闘でルクセンブルク陣営は敗北を喫し、ハインリヒ6世は3人の兄弟もろとも戦場に命を落とした。ここにルクセンブルク家は再び新たな歴史の転換点を迎えることになる。

4. ルクセンブルク家のヨーロッパ雄飛

ヴォリンゲンの惨敗は、帝国北西部に覇権を確立するというルクセンブルク家の野望の頓挫を意味した。しかし、それはルクセンブルク家の歩むべき進路の変更を余儀なくしたものの、かえって新たなる飛躍の出発点ともなった。その方向転換を体現したのが、ハインリヒ 6 世の後継者で、カール 4 世の祖父に当たるハインリヒ 7 世である。

この方向転換がまず顕著に現われたのが、フランス王権への接近である。13 世紀後半の神聖ローマ帝国では、シュタウフェン王朝断絶後ドイツに実質上国王が不在の大空位時代(1257～1273 年)が到来し、帝国は自立的な政治構成体として凝固しつつあった諸領邦の集合体と化していた。大空位時代以後こうした領邦の君主の中から、しかも強力な国王の出現を望まない選帝諸侯によってあえて弱小な領邦君主の中から国王が選出されるようになった。さらに、強力な王権の形成を阻止する思惑から、選帝諸侯は同一家門から連続して国王を選出することを避けたため、帝国国制は王位が諸家門の間を転々とする選挙王制に移行していった。

弱体化著しいドイツ王権に代わって、ヨーロッパ全土に声望を轟かせることになったのがフランス王権である。わけてもフィリップ 4 世(在位 1285～1314 年)の治下にフランス王家は権謀術数にたけた多数の法曹家たちを政治顧問に迎え、時には冷酷ともいえる集権化政策を推し進めた。その鋒先は聖界にも向けられ、非情な法曹家の顧問たちはあまりの裕福ゆえに羨望の的となっていたテンプル騎士団に異端の罪を着せてその資産を収奪し、さらに国内の聖職者への課税問題で対立したローマ教皇ボニファティウス 8 世をアナニーに強襲して憤死させ、教皇庁さえも南フランスに遷座せしめてこれを監視下に置いた。聖界をも屈服させたフランス王権の野望

は王権の衰弱したドイツにも向けられ、その西部国境地帯への侵略を本格化させる。侵略は表立った軍事行動を取ることはなく、ドイツ西部国境地帯で起きた紛争の裁判をフランスの法廷に移管してこの地帯の領主たちの保護者となる、あるいは、この地帯の領主たちに貨幣をばらまくことで彼らをフランス国王に臣従させるという裁判権と貨幣知行を利用した巧妙な手段を採った⁵³⁾。強力な王権の後ろ盾を失ったドイツ西部の領主たちは、実力と声望を兼ね備えたフランス王権になびくしかなかった。こうして、13 世紀後半以降のフランス王権は絶大な勢威を誇り、また当時花開いていた中世騎士文化の中心地としてもヨーロッパ全土に輝きを放っていたのである。

こうした時代状況を考えれば、ヴォリンゲンの敗戦により帝国北西部で孤立したルクセンブルク家がフランスに目を向け、その強大な王権に庇護を求めることになるのは自然な成り行きであったと言える。フランス王室への接近は、その宮廷におけるハインリヒ 7 世の教育をもって始まる。フランスの宮廷で教育を受けることは、10 歳にも満たずして伯位を継いだハインリヒ自身の判断によるというよりは、おそらく、戦死した夫君に代わって摂政の任にあったハインリヒの母親の意向であったと思われる。ドイツの君侯でありながらフランスの宮廷で教育を受けるというルクセンブルク家の伝統は、『自叙伝』に記されるようにカール 4 世へと受け継がれていくことになる。日常フランス語を話したハインリヒ 7 世の人格はこうしてフランス王宮で生まれ、わけてもその地で爛熟の時を迎えつつあった中世騎士文化の洗礼を受け、騎士叙勲の刀礼は他ならぬ国王フィリップ 4 世自身の手から受けたと言われる⁵⁴⁾。ヴォリンゲンで敵対したブラバント公ヨーハン 1 世とルクセンブルク家の和睦を仲介したのもフランス王室で、両者の和解はハインリヒ 7 世とブラ

バント公の息女マルガレーテの婚儀(1292年)というかたちで実現する⁵⁵⁾。ハインリヒが長じてルクセンブルク伯領の政務を執るようになると、ハインリヒとフィリップ4世の親密な個人的関係は、ヨーロッパの国際政局に関わる新たな段階に進む。帝国の領邦君主として時のドイツ国王アードルフ・フォン・ナツサウ(在位1292～1298年)とアルブレヒト1世(在位1298～1308)に臣従するかたわら、ハインリヒはフィリップからかなりの額の貨幣知行を受けてフランス国王の封臣ともなり、フランス王国の国境を防御する義務を負ったのである⁵⁶⁾。ここにドイツとフランスの力関係の狭間で微妙なバランスを取らざるをえないルクセンブルク家の立場が映し出されているが、ハインリヒは下降するドイツ王権ではなく、むしろ上昇するフランス王権との提携を重視する方向へと舵をきったと言える。ルクセンブルク家とフランス王権との緊密な関係はこうして構築され、その関係は当初、家臣と主君という上下の封建的主従関係であったが、後述するようにやがてルクセンブルク家の地位が向上するにつれ、両者の関係は婚姻による血縁関係にもとづく対等者同士の同盟関係にまで高められていく。

フランス王権への接近に続いてルクセンブルク家の方向転換は、前代までなら夢想だにされえなかった帝国の皇帝位の獲得へと向けられた。この転換を促したのは、いや増すばかりのフランス王権の強大化を前にしたそれを取り巻く諸勢力の思惑であった。1308年、ハプスブルク家の国王アルブレヒト1世が甥の手にかかって暗殺されるという前代未聞の事件が起きた。この時、フランス国王フィリップ4世は自分の弟のヴァロワ伯シャルル⁵⁷⁾を隣国の王位に推し、皇帝権をも掌中に収めようとする野望を露わにする。これに鋭く反発したのがフィリップの圧力で南フランス各地を転々としていたローマ教皇クレメンス5世(在位1305～1314年)である⁵⁸⁾。フィリッ

プの圧迫に苦しむクレメンスは教皇の特権を得ていたテンプル騎士団の解散と財産没収事件(1307～1314年)で苦境に立たされ、この上さらに皇帝権を手に入れたフランス王権が何人も制御しえぬ絶大な力を持つことを恐れたのである。とどまるところを知らないフランス王権の拡大阻止を企図する教皇の思惑を受けて、実際にドイツの国王選挙で反フランス王権の画策をしたのは、ケルン、マインツ、トリエアの司教の聖界選帝諸侯であった。なかでも、この画策の中心にいたのがトリエア司教バルドゥインであり、このバルドゥインはハインリヒ7世の弟で、兄のルクセンブルク伯をこそ国王に選出させるべく選帝諸侯の間で多数派工作を行なった⁵⁹⁾。カールの『自叙伝』にバルドゥインが登場することはほとんどないが、実はその叙述の背後で14世紀前半のドイツの政治劇を演出した立役者はこのトリエア司教であり、彼はカール自身を含め3人の国王を擁立するいわばキング・メーカーとなる。バルドゥインの暗躍によって帝国北西部の辺境に位置し決して大身とは言えないルクセンブルク家は初めてドイツ国王の座を手中に収め、それから130年あまりの間に、ハインリヒ7世(在位1308～1313年)、カール4世(在位1346～1378年)、ヴェンツェル(在位1378～1400年)、ジギスムント(在位1410～1437年)と4人の国王を輩出し、ヨーロッパ全土にその盛名を馳せる黄金時代を到来せしめたのである。なお、ハインリヒ7世の時に築かれた教皇庁との緊密な連携はその後も維持され、ルクセンブル家が家門勢力拡大政策を展開する外交上の基軸となる。

ハインリヒ7世治下におけるルクセンブルク家の方向転換は、さらに家門勢力拡大政策が目指す鋒先の大転換となって現われた。ヴォリンゲンの敗戦により帝国北西部で大幅な勢力拡大を望めなくなったルクセンブルク家は、活路を帝国東部に見出したのである。

帝国東部とその国境のかなたの東ヨーロッパでは、13世紀半ば以降、大規模な地殻変動が起きていた。オーストリア公領でバーベンベルク家（1246年断絶）、ブランデンブルク辺境伯領でアスカニア家（1319年断絶）と有力諸侯家が姿を消し、さらに、ハンガリー王国ではアルパード王家（1301年断絶）、チェコ王国ではプシェミスル王家（1306年断絶）、ポーランド王国ではピャスト王家（1370年断絶）と民族伝来の王家が相次いで消滅し、帝国東部から東ヨーロッパにかけて権力の空白状況が生じた。その空白を埋めるかのようにヨーロッパの諸家門が進出し、空位となった諸侯領や王国をめぐる熾烈な争奪戦を展開したのである。しかも、12世紀以来ドイツ人の東方植民が進み、ヨーロッパの中部と東部に大量のドイツ人が移り住んでその地のドイツ化を進め、ドイツ系家門の進出を容易にする土壌を創り出していた。こうした歴史の流れの中で最も成功を取めたのがハプスブルク家で、本来ライン川上流地域を拠点としていたこの一族は同家出身の国王ルートolf 1世（在位1273～1291年）が1278年にオーストリア公領の奪取に成功し、そこを1282年に世襲領として以来ウィーンに拠点を移して、近世にはドナウ川流域に大帝國を築き上げるに至る。このハプスブルク家のあとを追うように帝国東部に進出したのがルクセンブル家であった。

ルクセンブルク家のこの進出に絶好の機会を提供したのがチェコ王国である。チェコ王国では、1306年にヴァーツラフ3世（在位1305～1306年）が暗殺され、民族伝来のプシェミスル王家の男系王位継承者が途絶えた。ハプスブルク家の国王アルブレヒト1世はこの王国にも家領拡大の触手を伸ばしたが、先述のようにアルブレヒト自身が暗殺されてその野望は潰え、チェコ王国の貴族たちはヴァーツラフ3世の妹アンナの夫君であったケルンテン公ハインリヒ6世を新しい国王

に迎えた。ところが、王国の内部で貴族間の抗争が絶えず、ケルンテン公は国内に安定と秩序を確立することに失敗する。その状況を深く憂慮したのが都市の市民階層と聖職者階層で、両者は新しい国王の擁立を目指し、暗殺されたアルブレヒトに代わって帝国の王位に登ったルクセンブルク家のハインリヒ7世に接近した。1310年、ハインリヒは急遽ケルンテン公の廃位を宣言し、自分の息子ヨーハンとヴァーツラフのもう一人の妹エリシュカの婚儀を取り計らい、手勢を授けてヨーハンとチェコ王国に攻め込ませた。ヨーハンはケルンテン公陣営を蹴散らし、公を国外に逐いやつて王冠を手中に収める⁶⁰。こうしてルクセンブルク家はチェコ王国を家領に組み込み、やがてそこに家門勢力の一大拠点を築き上げることになる。

このようにハインリヒは家門勢力拡大の鋒先を帝国の西部から東部に大きく転換させた。しかし、帝国の玉座に坐して以降、ハインリヒがもっとも大きな関心を寄せたのは、むしろ帝国の南部、イタリアの地であった。5世紀に西ローマ帝国が滅亡して以来、イタリアはさまざまな外部勢力の侵略を受け、10世紀半ば以降はドイツ王権の支配に服し、トスカーナ地方以北のイタリア北部は神聖ローマ帝国の一部となる。しかしその一方で、10世紀頃から地中海で東方貿易を中心とする遠隔地商業がめざましく発展し、とりわけ帝領北イタリアはその盛んな商業活動を背景にヨーロッパでもっとも豊かな経済の先進地帯となり、富を蓄えた諸都市はコムーネと呼ばれる自治都市を形成し、やがてドイツ王権の支配からの脱却を目指すようになる。この繁栄の余沢にあずかろうと北イタリアへの支配を強化するドイツ王権とその支配を振り払おうとする北イタリア諸都市は激突し、両者のせめぎ合いはシュタウフェン王朝の時代に頂点に達する。北イタリアの諸都市は都市同盟を結成してドイツ王権と激しく戦い、1183年

のコンスタンツの和約で、事実上行使していた自治権を帝国法の上で正式に承認させるといふ勝利をドイツ王権から勝ち取った。シュタウフェン王朝断絶後の13世紀後半、ドイツ王権はイタリア情勢に関与する力を失い、大空位時代以降の諸国王はアルプス以北で家門勢力の拡大に腐心し、イタリアの地に足を踏み入れることもなくなった。しかし、外部勢力からの圧力減退はかえってイタリア社会内部の矛盾と亀裂を露わにし、イタリア北部の諸都市は勢力拡大を図って相争い、都市の内部では市民の間で権力闘争が激化し、知識人の中から強力な救世主による秩序と平和の恢復を待望する声が高まった。そうした知識人の代表がダンテで、フィレンツェの内部抗争に敗れ故郷からの追放を余儀なくされたこの大詩人は、皇帝権の再興によるイタリア社会の救済という夢の実現をルクセンブルク家のハインリヒ7世に託すことになったのである。こうした興望を担って、ハインリヒはドイツ国内で強引な家門勢力の拡大による帝国諸侯との摩擦を極力を避け、その短い治世の多くを、イタリア遠征とローマにおける皇帝戴冠という壮図の実現に費やした。息子ヨーハンによるチェコ王位の奪取成功を待たずに、ハインリヒは1310年イタリア遠征に乗り出し、アヴィニョンからの教皇特使による皇帝戴冠をローマで実現させたものの（1312年）、ハインリヒが直面したイタリア社会の現実は厳しく、北イタリア諸都市の激しい抵抗に遭って力を消耗し、皇帝の勢威によってイタリアに安定と平和をもたらすという目的を達成することなく、この遠征の途上でハインリヒは不帰の客となった（1313年）。このようにハインリヒはイタリアにおける支配権の確立に失敗したが、しかしイタリアへの関与と関心はその後もルクセンブルク家に引き継がれ、そのことは何よりもカールの『自叙伝』が証し示し、その叙述の多くがイタリアにおけるカールの活動に割かれることにな

る。

そのイタリア遠征が「時代錯誤的な遠征」⁶¹⁾とも評されるハインリヒ7世の治績は、ドイツ史の研究者からは高い評価を受けることがない。しかし中世ルクセンブルク家の歴史において、ハインリヒの治世は同家の歴史に新たな地平を切り拓く画期的な意義をもつ。フランス王権との提携、帝国の王位もしくは皇帝位獲得、家門勢力拡大政策の帝国東部への転換、イタリアへの関与、これら中世後期のルクセンブルク家が展開する政策の基調はハインリヒによって方向づけられ、この政策の延長線上に全ヨーロッパ世界に雄飛するルクセンブルク家の栄光の時代が花開くのである。

5. 中世ルクセンブルク伯領の終焉

ハインリヒ7世以降のルクセンブルク家の歴史はカールの『自叙伝』の翻訳を進めていく過程で、あらためて詳しく触れることにする。本稿では最後に、中世末期にルクセンブルク伯領が辿った運命について略述しておく。

ルクセンブルク家がヨーロッパの国際政局を左右する主要な勢力の一つになると、同家の当主がルクセンブルク伯領にとどまり領邦君主として伯領の経営に専念する機会は少なくなる。帝国の王位に就くやハインリヒの精力はもっぱらイタリア征旅に注がれ、その遠征直前にルクセンブルク伯領は嗣子ヨーハンに委ねられたものの（1309年）、既に触れたとおりこのヨーハンがチェコ王国の王位をも掌中に収めて（1310年）、帝国の西端と東端に家領を拡大し、さらに帝国の王位をも窺う野望を抱きながら家門勢力拡大のためにヨーロッパ全土を東奔西走した。終生政略と放浪に明け暮れたヨーハンではあったが、家領の経営がなおざりにされたわけではない。ルクセンブルク伯領とその周辺でいまだ伯権力に

服属しない小領主たちをヨーハンは家臣団に取り込み、伯領の国境地帯には城砦を築いて領邦の守りを固め、都市の振興を図り、ルクセンブルク市に定期市を開設して領内の通商活動を活性化させた⁶²⁾。ただし、もう一つの家領であるチェコ王国ではヨーハンはよそ者にとどまり王国内に確固たる支配を確立しえず、王国の収入と王領地を抵当に入れて自分の冒険的企図を展開するための資金源としてのみこの王国を利用した。

ルクセンブルク伯領とチェコ王国の地位が逆転するのは、ヨーハンの嗣子カール 4 世の時代であった。ヨーハンはこの嗣子を帝国の王位に選出させることで長年の野望を実現したが（1346年）、家領を二分することでルクセンブルク伯領の歴史を大きく変えた。すなわち、カールにチェコ王国を委ねる一方、ルクセンブルク伯領はカールの異母弟ヴェンツェル 1 世に継がせることを遺言で定めたのである。異母弟が成人に達するまでカールが伯領を代理で統治したが、カールの情熱は自分が相続したチェコ王国の経緯に注がれた。カールは王都プラハの繁栄に心血を注ぎ、この都をパリと並ぶヨーロッパの政治や文化の中心都市へと引き上げた。さらにチェコ王国を拠点に家門勢力拡大政策を大規模に展開し、ブランデンブルク辺境伯領などの有力な諸侯領を手に入れ、次男ジギスムントのハンガリー王位獲得の下地を作り、ヨーロッパの中部と東部にルクセンブルク家の強大な支配圏を築き上げた。まさにカールの治世こそ、中世ルクセンブルク家の歴史の絶頂期であった。しかしその一方で、カールはルクセンブルク伯領をなおざりにし、父王ヨーハンは反対にその領地の一部を抵当に入れて借金をし、手にした資金を自分の東方政策につき込んだ。こうしてルクセンブルク家の権力基盤はルクセンブルク伯領からチェコ王国に移り、本来の世襲伯領は同家の広大な家門勢力圏の添え物にすぎなくなった⁶³⁾。

とはいえ、カールは父王の遺言に従って異母弟ヴェンツェル 1 世にルクセンブルク伯領を引き渡した時、伯領を公領に格上げして帝国内におけるその地位の向上を図った（1354年）。かくて最初のルクセンブルク公となったヴェンツェル 1 世は抵当に入れられていた領地を請け戻して公領の再建に努め、さらに隣接するシニ伯領を獲得して領邦国家ルクセンブルクに最大の版図をもたらす（1364年）。しかも、ヴェンツェルはブラバント公の相続娘と結婚し、この結婚を通じかつてヴォリンゲンの戦いで帝国北西部の覇権を争った宿敵の領土をも支配下に収めた⁶⁴⁾。帝国北西部に並ぶ者なき勢威を揮ったこのヴェンツェルの治世は中世ルクセンブルクが最後の輝きを放った時代で、ヴェンツェルが嗣子なくして没するとこの輝きは急速に失われていった（1383年）。

ヴェンツェル 1 世亡きあと、カール 4 世の二人の息子ヴェンツェル（ルクセンブルク史ではヴェンツェル 2 世）とジギスムントがルクセンブルク公領を継承した。この二人はいずれも神聖ローマ帝国の王位に登り父王カールの事業を継承したが、その権力基盤はチェコ王国やハンガリー王国などのヨーロッパ中・東部にあり、ルクセンブルク公領の経営にはまったく関心を示さず、自分の政策実現に必要な資金を得るため公領全体を抵当に入れてしまった⁶⁵⁾。ここにルクセンブルク公領の抵当物件時代（Pfandherrschaft）が始まる。半世紀余りの間にこの抵当物件の権利保有者はめまぐるしく変わり、最後に抵当権はブルゴーニュ公の手に帰す（1441年）。ブルゴーニュ公は公領の名目上の相続人でジギスムントの姪のエリーザベトとその支配権を争い、1443年、ブルゴーニュの軍勢がルクセンブルク市を占拠して争いに決着をつけ、名実ともにルクセンブルク公領はブルゴーニュ公国の中に編入された⁶⁶⁾。この編入以前に、ジギスムントの死（1437年）によってすでに

中世ルクセンブルク家の男系継承者が途絶え、こうして同家とその家領としての領邦ルクセンブルクの歴史は幕を閉じる。

註

訳出にあたって、人名や地名は現地原音表記を原則とした。原文通りラテン語表記にすると、同一の人名が頻出し、人物間の区別がつかなくなってしまうからである。ただし、日本での表記が慣例として定着している固有名詞に関しては、現地原音表記によらず、日本での慣例に従った場合もある。なお、[] 内は訳者が補ったもので、異なる人物が同じ名を持つ場合、その両者が別人であることを示すための措置である。

- 1) 「詩篇」44. 2。
- 2) ハインリヒ7世(1275頃～1313年)は、1288年にルクセンブルク伯となり、1308年に神聖ローマ帝国の国王に選ばれ、1312年に皇帝に戴冠されたが、翌1313年、イタリアの地で客死した。その妻マルガレーテ(1276～1311年)との間に、ヨーハン(1296～1346年)、マリーア(1304～1324年)、ベアートリクス(1305～1319年)をもうけた(中世ルクセンブルク家の家系図を参照)。
- 3) チェコ王ヴァーツラフ2世(在位1278～1305年)の後をその嗣子ヴァーツラフ3世(在位1305～1306年)が継いだ。1306年、ヴァーツラフ3世が暗殺されて、チェコ王国の民族王朝プシェミスル家の男系王位継承は絶えた。残されたのは、ヴァーツラフ2世の二人の娘アンナ(1290～1313年)とエリシュカ(1292～1330年)の姉妹であった。ヴァーツラフ3世暗殺後、チェコ王国では激しい王位争奪戦が起き、その中でケルンテン公ハインリヒ(1275頃～1335年)が姉のアンナを娶り1307年に王位についたが、神聖ローマ帝国王ハインリヒ7世は、1310年チェコ王国を息子のヨーハンに授封し、その直後ヨーハンをチェコ王国のもう一人の相続娘エリシュカと結婚させた。帝国の後ろ盾を得て、ヨーハンは、その年チェコ王国に入り、ケルンテン公ハインリヒから王位を奪った。
- 4) 現在の早朝5時。
- 5) 1318年に誕生し、1320年に夭折した。
- 6) 正式名は、ヨーハン・ハインリヒ(1322～1375年)。
- 7) 2)の註のベアートリクス。ベアートリクスは、1318年、ハンガリー王ローベルト・カローイ1世(在位1308～1342年)に嫁いだが、翌1319年に早世した。
- 8) 2)の註のマリーア。マリーアは、1322年、カペー王朝最後のフランス国王シャルル4世(在位1322～1328年)の王妃に迎え入れられた。
- 9) ドイツ語でカール、チェコ語でカレル。
- 10) ヴァロワ伯シャルル(1270～1325)は、シャルル4世の父フィリップ4世の弟。
- 11) 1324年。
- 12) シャルル4世は、1325年、エヴルー伯レイの娘ジャンヌをあらたに王妃に迎えた。
- 13) エドワード2世(在位1307～1327年)。
- 14) イザベル(1297～1357年)。フランス国王フィリップ4世の娘で、1308年、エドワード2世と結婚。
- 15) 後のエドワード3世(1312～1377年)。フランス国王フィリップ4世の孫にあたることから、カペー王朝断絶後、フランスの王位継承権を主張して、英仏百年戦争を惹き起こす。
- 16) イザベルとその嫡子エドワードがフランスに来たのは1325年のこと。
- 17) フィリッパ(1314～1369年)。エドワード3世とフィリッパが結婚したのは、実際はヴァロワ伯シャルルの死後、1328年のことである。
- 18) エドワード2世の廃位を実際に画策したのは、王妃イザベルとその寵臣ロジャー・モーティマーで、二人は1327年エドワード2世から王位を奪い、その年、バークレイ城で秘かにエドワードを葬り去った。
- 19) ヴァロワ伯シャルルが死去したのは1325年で、

- 「その年」というのはカールの記憶違いである。
- 20) 聖母マリア清めの祝日は2月2日であるが、E. Hillenbrand の註によると、シャルル4世が亡くなったのは1328年の2月1日。
- 21) ブランシュ (1328 ~ 1392年)。
- 22) このフィリップ6世 (在位1328 ~ 1350年) の即位によって、ヴァロワ朝が始まる。
- 23) ピエール・ロジェール(1291 ~ 1352年)。リモージュの貴族出身。10歳でベネディクト派修道会に入り、ノルマンディ地方のフェカンで同派の修道院長を務めたのち、サンス (1329年)、ルーアン (1330年) で大司教を歴任。1338年枢機卿となり、1342年にはクレメンス6世としてアヴィニオン教皇庁第5代目の教皇に昇りつめた。
- 24) 1328年2月17日。
- 25) ヨーハンがルクセンブルクに滞在していた1330年のおそらく4月。
- 26) ジークフリートと聖マクシミン修道院の土地交換文書は、Paul Margue, *Luxemburg in Mittelalter und Neuzeit, Luxemburg*, 1974, S.19-20に原文が掲載されている。
- 27) G. トラウシュ『ルクセンブルクの歴史-小さな国の大きな歴史-』(岩崎允彦訳) 刀水書房 1999年 21頁参照。
- 28) Jörg K. Hoensch, *Die Luxemburger*, Stuttgart, 2000, S.14.
- 29) Paul Margue, *op.cit.*, S.24.
- 30) *ibid.*, S.19.
- 31) G. トラウシュ、Paul Margue、Jörg K. Hoensch の上記の書は、この説を採る。
- 32) G. トラウシュ、Jörg K. Hoensch による説で、Michel Pauly, *Geschichte Luxemburgs*, München, 2011もこれに従う。ただし、ジークフリートの父に関しては、Michel Pauly は別の人物を挙げている。
- 33) Paul Margue は、前掲書で、この問題に関するさまざまな異説を列挙している。Paul Margue, *op.cit.*, S.17.
- 34) クニグンデの列聖は、教皇インノケンティウス3世により1199年に行なわれた。
- 35) Jörg K. Hoensch, *op.cit.* S.13.
- 36) *ibid.*
- 37) G. トラウシュ、前掲書、29頁参照。
- 38) ハインリヒ4世は、1182/83年の冬、完全に失明する。目の疾患はその後ルクセンブルク伯に受け継がれ、カール4世の父ヨーハンも失明し、盲目王とあだ名される。Jörg K. Hoensch, S.18.
- 39) G. トラウシュ、前掲書、30頁参照。
- 40) Paul Margue, *op.cit.*, S.34.
- 41) Jörg K. Hoensch, *op.cit.*, S.20.
- 42) G. トラウシュ、前掲書、31-32頁参照。
- 43) 同上書、77-83頁参照。
- 44) Paul Margue, *op.cit.*, S.35.
- 45) *ibid.*, S.37.
- 46) Jörg K. Hoensch, *op.cit.*, S.21. Michel Pauly, *op.cit.*, S.32.
- 47) Paul Margue, *op.cit.*, S.35.
- 48) Paul Margue, *ibid.*, S.36.
- 49) Michel Pauly, *op.cit.*, S.31-34.
- 50) ミッタイス=リーベリッヒ『ドイツ法制史概説 改訂版』(世良晃志郎訳) 創文社 1971年 370頁参照。
- 51) Michel Pauly, *op.cit.*, S.34.
- 52) Michel Pauly, *op.cit.*, S.33. G. トラウシュ、前掲書、31頁参照。
- 53) 堀米庸三『西洋中世世界の崩壊』岩波書店 1958年 100-101頁参照。
- 54) Jörg K. Hoensch, *op.cit.*, S.25-26.
- 55) *ibid.*
- 56) *ibid.*, S.26.
- 57) 『自叙伝』に記されるとおり、このシャルルの娘マルグリトがのちにカール4世に嫁ぐことになる。
- 58) クレメンス5世がアヴィニオンに教皇庁を固定したのは1309年のことである。
- 59) Jörg K. Hoensch, *op.cit.*, S.28.
- 60) この間の経緯は、Jörg K. Hoensch, *ibid.*, S.37-39を参照。

61) 堀米庸三 前掲書 131頁。

62) Paul Margue, *op.cit.*, S.80.

63) *ibid.*, S.89.

64) *ibid.*, S.92.

65) *ibid.*, S.93.

66) *ibid.*, S.95.